

## 関係法令の改正、施行等について

## 1 大気汚染防止法関連

## ○解体等工事における事前調査について

大気汚染防止法では、「建築物等を解体し、改造し又は補修する作業を伴う工事」を「解体等工事<sup>※1</sup>」と規定しており、当該工事がアスベスト含有建材<sup>※2</sup>に触れる工事かどうかを事前に調査する義務が規定されております（大防法第 18 条の 15）。

義務を負う者	義務の内容	対象	備考
元請業者	事前調査の実施	すべての解体等工事	令和 3 年 4 月施行
	市及び労基への調査報告	合計 80 m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体 請負金額 100 万円以上の建築物の改修 請負金額 100 万円以上の工作物の解体、改修	令和 4 年 4 月施行
	調査を行う者の要件	石綿含有建材調査者 (所定の講習等を受講した者等)	建築物： 令和 5 年 10 月施行 工作物： 令和 8 年 1 月施行 予定
発注者	調査への協力 (費用負担等)	すべての解体等工事	

※1 明らかにアスベストが含有していない建材（ガラス、木材等）を周囲の建材を損傷するおそれがない方法で除去する作業、釘打ち等の極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業、新たな塗材を重ね塗るなど建材の除去を行わず新たに建材を追加するのみの作業等は解体等工事に該当しない。

※2 吹付け石綿等の飛散性の高い建材のみならず、成形板等の飛散性の低い建材も含め、すべてのアスベスト含有建材が対象

## 2 労働安全衛生法関連

## ○除じん性能を有する電動工具の使用について

令和 5 年 8 月に石綿障害予防規則が改正され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されます。

## ・改正の概要

従前、除じん性能を有する電動工具は、その性能が十分に検証されていなかったため、飛散防止措置は原則湿潤化によるものとされておりましたが、文献調査及び実証実験等により、十分なアスベストの飛散低減効果が確認されました。これを受け、飛散防止措置として、建材の湿潤化に限定せず、除じん性能を有する電動工具の使用等も認められました。

なお、本改正は、除じん性能を有する電動工具の積極的な使用を推奨するものではなく、原則手作業による除去を推奨するという考え方に変更はないとのことですのでご注意ください。

※石綿則第 6 条の 2 第 3 項、第 6 条の 3 及び第 13 条第 1 項（レベル 3 相当の建材の除去作業に際した飛散防止措置に関する規定）